

広島県告示第二百四十八号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定によって、広島県縮景園の使用料、広島県立美術館の使用料及び物品売払代金の徴収事務を次のとおり委託した。

平成二十九年四月六日

広島県知事 湯 崎 英 彦

委託した事務	委託を受けた者	委託した年月日 (委託期間)
	名称	
広島県縮景園入園料、 広島県立美術館入館 料及び図録等売払代 金徴収事務	イズミテクノ・ 広島緑地建設・ 広田造園共同事 業体	平成二九年四月一日 (平成二九年四月一日) 平成三四年三月三十一日
	住所	